

知立市総合公共交通会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則（平成26年知立市規則第1号）第9条の規定に基づき、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき設置する知立市総合公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び料金等に関すること。
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 地域公共交通網形成計画の作成及び運用に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認めること。

(会議及び協議結果の取扱い)

第3条 交通会議の議事は、全会一致で決することを原則とする。ただし、やむを得ないと認めるときは、出席委員の過半数をもって決する。

2 関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(議決事項の軽微な修正又は変更)

第4条 交通会議において協議が調った事項について、次に掲げるものその他軽微な修正又は変更をしようとするときは、会議での協議を省略することができる。

- (1) バス停の名称変更
- (2) バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更
- (3) ルートの変更を伴わないバス停の位置の変更

(オブザーバー)

第5条 交通会議に知立市附属機関の設置に関する条例（平成26年知立市条例第1号）別表に規定する委員のほか、オブザーバーを置くことができる。

(代理人の出席)

第6条 委員のうち都市交通若しくは福祉の関係者又は関係行政機関の職員である者が、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、当該委員を代理するものが会議に出席し、議決に加わることができる。この場合において、当該

委員は、あらかじめその旨を会長に申し出るとともに委任状を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。